

公益財団法人福島県スポーツ協会福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録基準細則

(総則)

第1条 本細則は、公益財団法人福島県スポーツ協会福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人福島県スポーツ協会福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

(基本基準)

第2条 登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

(基本基準の適用範囲)

第3条 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準じ、次表のとおりとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・ 定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・ 次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生（～18歳） E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・ 日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室

		活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとする日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（ただし、スポーツリーダーは除く）を有している。なお、日本スポーツ協会が同等と認める関連資格保有者も可とする。※3
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとする日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（ただし、スポーツリーダーは除く）が担っている。なお、日本スポーツ協会が同等と認める関連資格保有者も可とする。※4 ・緊急連絡体制を整備している。※5
(2) 運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	・クラブマネジャー、事務局員及び役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※4
	⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※4の住民、在勤者又は在学者である（前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数である）。 ・非営利組織である。※7
(3) ガバナンスに関する基準	⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※8の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。

	⑧事業計画・予算、事業報告 決算が、意思決定機関で議決 されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決 した総会・理事会・運営委員会等のうち最 上位の意思決定機関の議事録（出席者が明 記されているもの）が提出されている。※9
--	--	---

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。）

※4：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する。）

※5：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※8：規約・会則・定款等を指す。

※9：法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

記載内容

（1）日時及び場所

（2）議決権を有する者の総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び決議の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

（都道府県協議会独自基準）

第4条 登録可能と判断する都道府県協議会独自基準は以下のとおりとする。

（1）広報啓発に関する基準

・地域住民に対して、各種媒体を用いてクラブの活動内容の広報や会員の募集を、年間を通じて常時行っている。

（改定）

第5条 本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 本細則は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 本細則は、令和７年６月２４日に改定し、令和８年度登録申請時から施行する。